

危険物新聞

第211号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
発行人 田宮 呉 策
大阪市西区西長堀北通1丁目
四つ橋ビル8階
TEL (531) 971 75910
定価 1部 20円

取扱者制度の問題点

旧免状はそのまま 住所変更は書換なし

危険物取扱者免状になったので、旧主任者免状はこの際切替えがあるのでしょうか。

——危険物取扱主任者免状が危険物取扱者免状となりましたが、旧免状はそのまま有効です。

取扱者免状は5年ごとの講習を受けないと無効になるとのことですが。

——危険物製造所等で危険物の取扱作業に従事する取扱者（免状の交付をうけている者）は5年に1回は都道府県知事等の行なう講習を受けていなければ危険物を取り扱うことができないことになりました。又講習を受けないときは免状が無効であるという規定はありませんが、受講しないで危険物を取り扱ったときは消防法違反という理由で、免状の返納を命ぜられることがあります。

そうすると、製造所等で危険物取扱作業に従事していない取扱者は受講しなくてもよいということになりますか。

——そういうことになります。

製造所等で危険物を取扱うときは免状を携帯しなければならないでしょうか。

——危険物を移送するためタンクローリーに乗車しているときは、今回の改正で、免状の携帯義務が定められ、又、消防吏員が走行中のタンクローリーを停車させ、取扱者免状の提示を求めることができるようになりました。

しかし、その他の製造所等では免状の携帯義務はありません。が、消防職員等の立入検査時に危険物取扱の有資格者であるむねを立証する場合は矢張り免状が最も適切な資料となるので、取扱い作業現場近くに保管するのが望ましいと考えられます。

今後は住所を変更しても免状の書換えが要らないようです

が。

——免状様式が変わり、免状記載事項から住所欄が消滅し住所変更の場合は書換えはいりません。しかし氏名、本籍地の場合は従前と同じです。

旧免状所持者で住所変更をしたときは、免状の書換をしないと旧住所がそのまま記載されおかしいと思いますが。

——旧免状は新様式の免状とみなされるので、住所欄は無いものとしてあつかわれます。

免状を紛失した場合、どこへ再交付申請をすればよろしいか。

——免状の再交付申請先は、従来通り免状の交付又は書換（氏名又は本籍地）をした都道府県です。住所変更の書換がいらぬので、交付をうけてから住所変更をした場合は、再交付手続が地理的に不便になるかもわかりませんので、紛失したり、汚損しないようその保管に留意してもらいたいわけです。

乙種免状は従来類ごとに分冊となっていましたか。

——これは今後1冊の免状に統合したものになります。

保安監督者とはどういう制度でしょうか。

——従来、危険物製造所等では、主任者免状所持者から主任者を選任させ、その主任者本人か又は立会いのもとで危険物を取扱うとともに、その製造所等の保安の監督をする制度になっていました。ところが今回の改正で、製造所等では、取扱者免状の交付を受けている者は誰でも免状に記載されている危険物を取扱うことができるようになりましたが、法令で定める製造所等の総括的な保安の監督をする者（甲種又は乙種免状の所有者に限る）を定める必要があり、これを危険物保安監督者といい、甲種または乙種免状の所有者の中から製造所等の所有者、管理者が選任しなければなりません。

1人の保安監督者の保安の監督のできる範囲はどの程度ですか。

——保安監督者は前記のような目的の制度で、責任体制の明確ということもあり、1つの施設に原則として1人の監督者ということになります。勿論同一敷地内の複数の施設でも監督のできる範囲、監督者の業務が逐

行できる範囲であれば兼務することもできるでしょう。保安監督者の業務は規則第48条に定められており、作業者に対する適正な指示、火災等の災害発生時の応急措置等の業務を行なうためには1人の監督者ではできないので、業務事情により(副)監督者が必要であります。

今までに主任者の選任届を出している場合は改めて監督者選任届を出す必要がありますか。

—主任者の選任届を出しているところは改正後はそのまま、保安監督者の選任届が出ていることとなります。改めて提出することはありません。しかし保安監督者制度の趣旨からみて、例えば過去5人の主任者が選任されていたが、2人の監督者に減らしたい場合は、3人の解任届を提出すればよいわけです。

保安監督者には取扱者であれば誰でもなれますか。

—保安監督者は甲種か又は乙種免状の交付を受けている者しかありません。新しくつくられた丙種免状では資格は無いわけです。

保安監督者はどんな種類の製造所等にも選任しなければならないのですか。

—保安監督者のいない施設は次のものです。

- ① 指定数量の30倍以下の危険物(引火点40°C以上のもの)の屋内貯蔵所、地下タンク貯蔵所
- ② 引火点40°C以上の屋内タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所
- ③ 移動タンク貯蔵所
- ④ 指定数量30倍以下の屋外貯蔵所
- ⑤ 引火点40°C以上の第一種、第二種販売取扱所
- ⑥ 指定数量30倍以下の危険物(引火点40°C以上のもの)の一般取扱所で、(イ)ボイラーやバーナー等の装置で危険物を消費したり、(ロ)危険物を容器に詰め替える場合

掲示板には監督者や取扱者の氏名を掲示するのでし

か。

—製造所等の掲示板には、類別、品名、最大数量(貯蔵又は取扱)とともに、保安監督者氏名を記入しなければなりません。しかし前記保安監督者のいない施設では、保安監督者は勿論のこと、取扱者の氏名も掲示する必要はありません。

丙種取扱者の取扱うことのできる範囲は。

—丙種免状が新たに設けられた理由として、消防庁では「危険物施設の96%が第4類で、しかもその大半は石油類である、それらの施設で取扱主任者の資格をとろうとすれば、乙種第4類となり、作業工場等でのみ使用されているような危険物に関する部分まで試験の範囲に含まれていた、そこで石油製品を取扱う小規模な施設で簡易な取扱作業を行なう場合の資格として新設した」と説明し、第4類のうち、ガソリン、灯油、軽油、重油、第4石油類(ギヤー油、シリンダー油のほか20°Cで液状で、引火点200°C以上のもの)、および動植物油類を取扱うことができるとされています。

すると、濃硫酸を移送するタンクローリーや、量の少ない第6類屋外貯蔵所でも、丙種免状の恩典には浴さないということですね。

—そのとおりです。第6類は甲種か又は乙種(第6類)の危険物取扱者が必要です。

一方、タンクローリーの取扱者乗務強化が行なわれ一年先では取締が強化されるようですが、石油類のタンクローリーは丙種新設で救われますが第6類の関係はそう簡単に資格がとれそうもありません。とくに第4類以外は試験も年に1回のように非常に困ったことですが、なにか救済措置が考えられているのでしょうか。

—過去の実状からみて、4類、6類をとわずタンクローリー乗務員の資格取得はなかなか難しいようです。なお、今のところ第6類の救済措置は考えられて

ヤマトの消火器をお備え下さい。

アフターサービスは完璧!
きっと皆様のお役に立ちます。

ヤマト消火器

本社 大阪市東成区深江北1-7-11



いません。
丙種免状は講習を受けると交付されるとか、経験により試験が免除されるとかウワサがでていますが。
——一部の業界でそのようなデマが流れたとか聞いてい

ますが、丙種免状は試験制度により交付されるもので、試験の範囲は規則できめられているように、乙種と比較しても大巾に縮小されています。又経験によって試験が免除されることもありません。

消 防 法 令 改 正 に 伴 う 経 過 措 置

改正前の法令で許可をうけているものはどうなるのか、旧取扱主任者免状は、等改正に伴う経過措置はどのように定められているのであろうか。法、政令、規則の附則の経過措置をまとめると次のとおりである。

(新法附則第 2 項)

旧法の規定に基づいてされている許可申請、届出、その他の処分 → 別段の定めがあるものを除き、新法の規定に基づいてされたものとみなす

(新法附則第 3 項)

別表の改正に伴い、新たに危険物に該当するものを貯蔵し取り扱っている施設 → 昭和47年 1 月 1 日から新法が適用される

(新法附則第 4 項)

旧法の規定により許可を受けている製造所等で、指定数量等の変更に従い新たに許可を受けなければならなくなる施設 → 昭和47年 1 月 1 日から新法が適用される
(それまでの間は旧法適用)

(新法附則第 5 項)

旧法の規定により、甲種または乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けている者 → 新法の規定による甲種または乙種危険物取扱免状の交付を受けている者とみなす

(新法附則第 8 項)

施行日前にした行為に対する罰則の適用 → 旧法の罰則を適用する

(新令附則第 2 項)

昭和46年 6 月 1 日において旧法により許可を受けている販売取扱所 → 新令の規定による「第 1 種販売取扱所」とみなす(技術上の基準は旧令による)

(新令附則第 3 項)

昭和46年 10 月 1 日において旧法により許可を受けている屋内タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所の技術上の基準 → 旧令の技術上の基準を継続して適用する

(新規則附則第 2 項)

昭和46年 10 月 1 日において旧令の規定により交付されている完成検査済証 → 新規則の規定による完成検査済証とみなす

(新規則附則第 3 項)

昭和46年 6 月 1 日において交付されている危険物取扱主任者免状 → 新規則の規定による危険物取扱者免状とみなす

(新規則附則第 4 項)

昭和46年 6 月 1 日現在製造所等において取扱作業に従事している危険物取扱者に対する講習 → 新規則第58条の 2 第 1 項の規定にかかわらず昭和46年 6 月 1 日から 5 年以内に受講させる

〔製造所等の消火設備の資料〕

本資料は製造所等の消火設備基準についての資料で、将来この線で規制基準が改正される予定です。本紙では4月号より連載中。

危険物の種類	I 型		II 型		特 型	
	泡水溶液量 (l/m^2)	放射時間 (min)	泡水溶液量 (l/m^2)	放射時間 (min)	泡水溶液量 (l/m^2)	放射時間 (min)
第4類の危険物（水溶性のものを除く。）のうち、引火点が21度未満のもの。	120	30	220	55	240	30
第4類の危険物（水溶性のものを除く。）のうち、引火点が21度以上70度未満のもの。	80	20	120	30	160	20
第4類の危険物（水溶性のものを除く。）のうち、引火点が70度以上のもの。	60	15	100	25	120	15
第4類の危険物のうち水溶性のもの。	160	20	240	30	—	—

(イ) 補助泡消火栓は、次の a 及び b によること。

a、泡水溶液の量は、3個（3未満のものにあつてはその設置個数）の補助泡消火栓を同時に使用した場合に、bに定める放射量で20分間以上放射することができる量以上の量であること。

b、性能は、aに定める当該泡消火栓の泡ホース・ノズルを同時に使用した場合に、それぞれの泡ホース・ノズルの放射圧力が、3.5kg/cm以上で、かつ、その放射量が泡水溶液量において400l/min以上であること。この場合、泡ホース・ノズルの水平距離は15m以上であること。

(ウ) 固定泡放出口方式の水溶液の総量は、前イの(ア)及び(イ)に規定するそれぞれの量の合計量に、泡放出口及び補助泡消火栓に至る送液管内に泡水溶液を満すのに必要な量を加算した量とすること。

(エ) 連結送液口には、その直近の見易い箇所に当該連結送液口に必要最低送液圧力 (Kg/cm) 及び最少送液量 (l/min) を記載した表示をすること。

(2) 泡ヘッド方式は、次のア及びイに定めるところにより設けること。

ア、泡ヘッドは、危険物の火災を有効に消火できるように当該ヘッド1個の防護面積を9㎡以下となるよう設けること。

イ、泡水溶液量及び性能は、次の(ア)及び(イ)によること。

(ア) 泡水溶液の量は、1の放射区画の防護対象物の床面積100㎡以上（防護対象物の床面積が200㎡未満の場

合にあつては、当該対象物のすべての部分。）の区域の泡ヘッドを同時に放射した場合に、当該防護面積 (㎡) に、(イ)に定める泡水溶液量 (l/m^2) を乗じた量以上の量とすること。ただし、当該区域内にタンク又は塔類がある場合は、その防護面積を加算するものとする。

(イ) 泡ヘッドの性能は、防護面積1㎡につき泡水溶液量で65lを、放射時間10分以内に有効に放射することができるものであること。

(3) 泡消火栓方式は、次のア及びイに定めるところにより設けること。

ア、泡消火栓は、建築物その他の工作物及び危険物の各部分を包含できるように、屋内に設けるものにあつては半径25m、屋外に設けるものにあつては半径40mの円の中心に設けること。この場合において、その位置は屋内に設けるものにあつては、1の泡消火栓は必ず各階の室の出入口附近に設けるものとし、屋外に設けるものにあつては、その設置個数が1である場合は2とし、かつ、防護対象物より水平距離で15m以上離れた位置に設けること。

イ、泡水溶液の量及び性能は、次の(ア)から(ウ)までによること。

(ア) 泡水溶液の量は、4個（4未満のものにあつては、その設置個数（屋内に設けるものにあつては、各階の設置個数がいずれも4未満のものにあつては、その設置個数が最も多い階における当該設置個数とする。）の泡消火栓を同時に使用した場合に、(イ)に定める

放射量で30分間以上有効に放射することができる量以上の量とすること。

(イ) 性能は、(ア)に定める当該泡消火栓の泡ホース・ノズルを同時に使用した場合に、それぞれの泡ホース・ノズルの放射圧力が $3.5\text{Kg}/\text{cm}^2$ 以上で、かつ、その放射量が泡水溶液量において、屋内に設けるものにあつては $200\text{l}/\text{min}$ 以上、屋外に設けるものにあつては $400\text{l}/\text{min}$ 以上とし、泡ホース・ノズルの水平放射距離は、屋内に設けるものにあつては 12m 以上、屋外に設けるものにあつては 15m 以上であること。

(ウ) 泡消火栓の放射用器具を格納する箱及び標示は、屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備に準じて設けること。

(4) ホースリール方式は、次のア及びイに定めるところにより設けること。

ア、ホースリールは、建築物その他の工作物を及び危険物包含できるように半径 15m の円の中心に設けること。この場合において、1のホース接続口は、必ず各階の出入口附近に設けること。

イ、泡水溶液の量及び性能は、次の(ア)及び(イ)によること。

(ア) 泡水溶液の量は、2個(各階の設置個数がいずれも2未満のものにあつては1とする。)の泡ホースリールを同時に使用した場合に、(イ)に定める放射量で10分間以上有効に放射することができる量以上の量とすること。

(イ) 性能は、(ア)に定める当該泡ホースリールを同時に使用した場合に、それぞれの泡ホースリールのノズルの放射圧力が $3.5\text{Kg}/\text{cm}^2$ 以上で、かつ、その放射量が泡水溶液量において、 $100\text{l}/\text{min}$ 以上であること。この場合において、泡ホースリールのノズルの水平放射距離は 10m 以上であり、ホースの全長は、ノズル部分の長さを含めて 20m 以上とすること。

(5) 泡モニター・ノズル方式は、次のア及びイに定める

ところにより設けること。

ア、泡モニター・ノズルは、固定して消火活動上支障のない位置より起動及び操作ができるものとし、屋外貯蔵タンクの注入口のうち、岸壁又は棧橋その他これらに類する場所の突端から 15m 以内の海面上及び注入口並びにこれに附属する当該危険物を取り扱う施設を有効に包含できるように、半径 30m の円の中心に設けること。この場合、その設置個数が1である場合は2とすること。

イ、泡水溶液の量及び性能は、次の(ア)及び(イ)によること。

(ア) 泡水溶液の量は、それぞれの泡モニター・ノズルを同時に使用した場合に、(イ)に定める放射量で30分間以上放射することができる量であること。

(イ) 性能は、(ア)に定める当該泡モニター・ノズルを同時に使用した場合に、それぞれのノズルの放射量が $1900\text{l}/\text{min}$ 以上で、かつ、その水平放射距離が 30m 以上であること。

(6) 泡消火設備の一般共通事項

ア、水源の有効水量は、屋内消火栓設備の例によること。

イ、制御弁又は一斉開放弁は、放射制御区域ごとに設けるものとし、弁は、水噴霧消火設備の例による。

ウ、加圧送水装置は屋内消火栓設備の例による。

エ、泡薬剤混合装置及び泡薬剤貯蔵タンクは、点検が容易で、火災の際容易に接近でき、かつ火災等による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。

オ、電源及び配管は、屋内消火栓設備の例による。

カ、第4類の危険物のうち、水溶性のものに用いる場合にあつては、耐アルコール型の泡薬剤とすること。

7. 二酸化炭素消火設備は、次の(1)から(4)までに定めるところにより設けること。

(1) 全域放出方式は、次のアからウまでに定めるところにより設けること。

消防ポンプから家庭用消火器まで!

消防機器の総合メーカー

梯子消防車
消防ポンプ車
保険付消火器
クレーン車

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の33
TEL (751) 1351
営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡
富山・北海道



保険付

家庭用万能消火器ヒーナス

信頼のマーク



ア、噴射ヘッドは、耐火構造又は不燃材料でつくられた壁、柱、床、はり又は屋根（天井がある場合にあっては天井）によって区画されている部分（以下「防護区画」という。）内にある危険物の火災を有効に消火できるように設けること。

イ、二酸化炭素の量は、次の（ア）から（ウ）までに定めるところによること。

（ア）二酸化炭素の量は、次表に掲げる防護区画の容積に応じて定められている量に、防護区画の容積（ m^3 ）を乗じた量以上の量とすること。この場合において、その量が同表の最低必要量の欄に掲げる量未満とすることはできない。

防護区画の容積	二酸化炭素の量 (Kg/ m^3)	最低必要量 (Kg)
5 m^3 未満	1.2	—
5 m^3 以上 15 m^3 未満	1.1	6
15 m^3 " 50 m^3 "	1.0	17
50 m^3 " 150 m^3 "	0.9	50
150 m^3 " 1500 m^3 "	0.8	135
1500 m^3 "	0.75	1200

（イ）防護区画に自動閉鎖装置（甲種防火戸、乙種防火戸又はこれに準じた性能を有する扉で、当該消火設備の消火薬剤等が放射される直前に開口部を自動的に閉鎖する装置をいう。）が設けられていない開口部がある場合にあっては、（ア）により算出された量に当該開口部の面積1 m^2 につき5 Kgの割合で、換気装置が設けられている場合にあっては、（ア）によって算出された量に、当該換気装置によって1分間に換気される量1 m^2 につき0.75Kgの割合でそれぞれ加算した量以上の量とすること。

（ウ）防護区画内において、次表に掲げる危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては（ア）又は（イ）によって算出された量に、同表に掲げる品目に応じて定められている係数を乗じた量以上の量とすること。

品目	係数
二酸化炭素	2.60
エチルエーテル	1.47
エチルアルコール	1.35
ベンゼン（ベンゾール）	1.11
ヘキサン	1.03
ペンタン	1.03

ウ、性能は、イに定める量の70%以上の量を1分以内で放射できるものであること。

（2）局所放出方式は、次のア及びイに定めるところにより設けること。

ア、噴射ヘッドは、防護対象物の形状、構造並びに危険物の性質、数量及び取り扱いは方法に応じ、防護対象物に二酸化炭素を直接放射できるように設けること。

イ、二酸化炭素の量及び性能は、次の（ア）又は（イ）に定めるところによること。

（ア）二酸化炭素の量は、次のa又はbに定める量に、高压容器を使用するものにおいては1.4、低压容器を使用するものにおいては1.1をそれぞれ乗じた量以上の量とすること。

a、防護対象物が第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク・ピット等である場合は12.5Kg/ m^3 に危険物の液表面積（一辺の長さが0.6m未満のピット等においては、当該辺の長さを0.6mとして計算した面積）を乗じた量以上の量とすること。

b、防護対象物がa以外の場合は、次の式によって定められる量に、防護空間（防護対象物のすべての部分から0.6m離れた部分によって囲まれた空間の部分を用いる。ただし、防護対象物より0.6m高い不燃性の材料でつくられた固定側壁がある場合は、当該固定側壁で囲まれる部分とすることができる。以下同じ。）の容積を乗じた量以上の量とすること。

$$Q = 8 - 6 \frac{a}{A}$$

Q：液体の二酸化炭素の放射量 (Kg/ m^3)

a：防護空間の周囲に実際に設けられた固定側壁の面積 (m^2)

A：防護空間の全周の側面積（実際に設けられた固定側壁の面積と側壁のない部分に側壁があるものと仮定した部分の面積の合計面積） (m^2)

（イ）性能は、次のa又はbに定めるところによること。

a、防護対象物が（ア）のaの場合にあっては、放射率を25kg/minで、30秒間以上有効に放射できるものであること。

b、防護対象物が（ア）のa以外の場合にあっては、次の式で求められた放射率（q）で30秒間以上有効に放射できるものであること。

$$q = 16 - 12 \frac{a}{A}$$

q：液体の二酸化炭素の放射率 (Kg/min)

a：防護空間の周囲に実際に設けられた固定側壁の面積 (m^2)

A：防護空間の全周の側面積（実際に設けられた固定側壁の面積と側壁のない部分に側壁があるものと仮定した部分の面積の合計面積）（ m^2 ）

(3) ホースリール方式は、次のア及びイに定めるところにより設けること。

ア、ホースリールは、危険物を包含できるように半径15mの円の中心に設けること。この場合において、1のホースリールは、必ず各階の出入口附近に設けること。

イ、二酸化炭素の量は、1のノズルにつき90Kg以上とし、放射率は、1のノズルにつき60Kg/min以上とすること。この場合、ホースの全長は、ノズル部分の長さを含めて20m以上であること。

(4) 二酸化炭素消火設備の一般共通事項

ア、二酸化炭素消火設備の容器は、点検が容易で、火災の際容易に接近でき、かつ、火災等による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。

イ、電源及び配管は、屋内消火栓設備の例による。

ウ、二酸化炭素消火設備には、ホースリール方式のものを除き、防護対象物内又は防護区画内にいるすべての者に二酸化炭素の放射を予告することができる音響警報装置を設けること。

エ、手動式起動装置を設ける手動起動装置の操作部は、防護区画又は放出制御区域ごとにその出入口附近で、かつ、床面からの高さが0.8m以上、1.5m以下の位置に設けること。この場合、ホースリールのものにおいて、その位置で操作できるものであること。

オ、防護区画又は放出制御区域が2以上のものにおいて、防護区画又は放出制御区域ごとにそれぞれ選択弁を設けること。

カ、手動式起動装置の操作部、選択弁及びホースリールには、その直近の見やすい箇所にそれぞれ起動装置操作部、選択弁及びホースリールである旨を表示した標

識を設け、主要な操作部分には、見やすい箇所にその操作方法を簡明に記載した表示をすること。

ペンキ刷毛洗滌、ガソリン引火 全身火傷で死亡

6月22日午後6時50分頃、泉佐野市のD氏宅で、ペンキ刷毛を洗滌するためガソリンを1リットル缶にとり、洗滌した刷毛のガソリンを除くため振ったところ、約30センチはなれたところの風呂バーナーで引火、1リットル缶のガソリンにも引火、あわてて表へ運び出そうとしたところ転倒してガソリンをかぶり、全身に火傷をうけ、入院後死亡した。

改正法令集刊行

6月1日付改正されました危険物関係法令集がこのほど刊行され、本連合会できとりあつかっています。

改正法令集 ￥250—

なお、受験用危険物現化学、問題集は現在改訂版発行準備中です。

9月末頃発刊の予定。

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置 } YMオートアンロック
泡・ガス・エアードーム消火装置

YM式オートアンロック西日本総括
齊田式救助袋 近畿地区
日本ドライケミカル(株)
ヤマト消火器(株)

代理店

株式会社
三和商会
TEL 06 (443) 2 4 5 6

危険物取扱主任者試験は秋

法令改正に伴い例年7、8月頃に行なわれている大阪府危険物取扱者試験は、今年は見送りのかたちとなり、10月頃に乙種全類、甲種が行なわれる予定である。なお新しい丙種の試験が同期に実施されるかどうかは現在不明である。

消防設備士試験は8月3日、4日

大阪府の本年度消防設備士試験は次により実施される。

試験日 ○昭和46年8月3日(火曜日)

甲、乙種第4類

甲、乙種第5類

乙種第6類

乙種第7類

○昭和46年8月4日(水曜日)

甲、乙種第1類

甲、乙種第2類

甲、乙種第3類

場 所 近畿大学

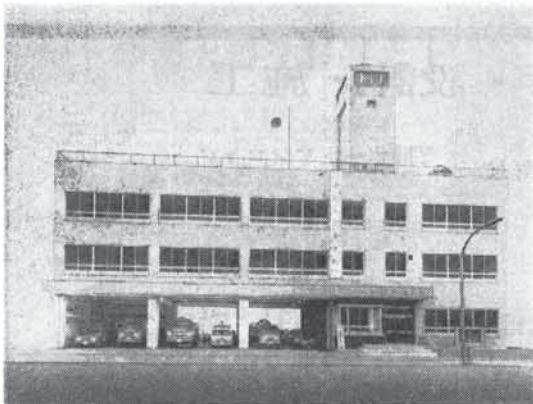
願書受付 昭和46年7月13日と同月14日

午前9時30分から午後4時まで

受付場所 大阪府職員会館2階第2会議室

生野消防署新築

大阪市生野消防署は旧庁舎老朽化に伴い、旧場所で新築工事をすすめていたが、このほど3階建の新庁舎が完成、7月2日より業務をはじめた。写真は生野消防署



＜大阪市消防局＞危険物係は指導課

危険物係長に松穂氏

大阪市消防局は機構一部改革とともに第3次人事異動を発令、危険物係長に同係技術吏員松穂氏を任命した。危険物係が予防課から指導課へ替り、指導課には危険物係、指導係、防災研究係が、又予防課は消防設備係が新設され、建築、査察の3係となった。又、警備計画課が新設され、計画、水利、通信の3係が置かれた。

＜消防司令長＞▷消防学校校務係長(東・副署長)沼本謙三▷東・副署長(西・副署長)本田勝彦

＜司令長に昇任＞▷総務課庶務係長(同課計画係長)国本篤弘▷人事教養課人事係長・林勝美▷同課監察係長・大西輝和▷西・副署長(警備課警備司令)山本誠蔵▷住吉・副署長(生野・同)平田治雄

＜消防司令＞▷総務課計画係長(同課調達係長)山本大吉▷人事教養課主査(局付)岩本栄吉▷予防課建築係長(同課危険物係長)造田隆明▷警備計画課計画係長(予防課主査)恒遠滋▷警備計画課主査(警備課警備司令)八幡定年▷警備課警備司令(水上・副署長)岩中貞雄▷此花・副署長(大正・副署長)成尾重敏▷東・警備担当司令(指導課防災研究係長)高井信三▷港・副署長(南・警備担当司令)西田薫▷大正・副署長(此花・同)光崎影夫▷生野・副署長(住吉・同)森田光信▷水上・副署長(消防学校校務係長)十河将博

＜司令に昇任＞▷総務課調達係長(同課)辰己義雄▷人事教養課厚生係(予防課)小川徳一▷機械課検査係長(水上)林幸雄▷警備課調査係長(指導課)大塚利明▷警備課警備司令(南)大森昭次▷大正・警備担当司令(東淀川)民長孝則▷南・警備担当司令(総務課)藤山幸郎▷生野・警備担当司令(西)橋本竜三郎▷城東・警備担当司令(人事教養課)松浦宗人▷住吉・警備担当司令(東住吉)田中正治

＜技術吏員＞▷指導課危険物係長(予防課)松穂齊治▷同課防災研究係長(機械課検査係長)片山金司▷予防課消防設備係長(同課建築係長)田中隆夫▷警備計画課水利係長(警備課主査)武内正隆▷同課通信係長(警備課同)田中良太郎▷機械課主査(交通局我孫子車両工場)大須賀一之助▷北・主査(南)大野慶一▷南・主査(西)吉田喜久雄

東大阪市西協力会長林氏ら表彰

消防庁では国民安全の日に消防関係安全功労者を表彰したが、大阪府関係は次のとおり。

▷東大阪市西防火協力会長 林一三郎▷大阪市東住吉防火協力会長 宮脇栄太郎▷八尾火災予防協会会長 谷口安吉▷堺防災協力会